

第 1 号 議 案

## 平成27年度静岡県一般会計予算

平成27年度静岡県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,239,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		482,000,000
	1 県民税	171,515,000
	2 事業税	115,534,000
	3 地方消費税	83,214,000
	4 不動産取得税	10,818,000
	5 県たばこ税	4,079,000
	6 ゴルフ場利用税	2,626,000
	7 自動車取得税	3,983,000
	8 軽油引取税	34,905,000
	9 自動車税	54,343,000
	10 鉱区税	4,000
	11 核燃料税	930,000
	12 狩猟税	47,000
	13 旧法による税	2,000
2 地方消費税清算金		138,207,000
	1 地方消費税清算金	138,207,000
3 地方譲与税		63,300,000
	1 地方法人特別譲与税	60,553,000
	2 地方揮発油譲与税	2,549,000

	3 石油ガス譲与税	178,000
	4 地方道路譲与税	1,000
	5 航空機燃料譲与税	19,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1,500,000
5 地方交付税	1 地方交付税	131,500,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,200,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	3,042,498
8 使用料及び手数料	1 使用料	8,590,270
	2 手数料	377,196
	3 証紙収入	5,699,000
9 国庫支出金	1 国庫負担金	55,979,556
	2 国庫補助金	71,640,075
	3 委託金	4,809,883
10 財産収入	1 財産運用収入	1,325,614

	2 財産売却収入	2,374,757
1 1 寄附金		110,647
	1 寄附金	110,647
1 2 繰入金		75,075,909
	1 特別会計繰入金	1,884,216
	2 基金繰入金	73,191,693
1 3 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
1 4 諸収入		23,802,595
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,031,364
	2 預金利子	103,000
	3 貸付金元利収入	937,189
	4 受託事業収入	1,067,766
	5 収益事業収入	7,401,000
	6 利子割精算金収入	21,000
	7 雑入	13,241,276
1 5 県債		166,165,000
	1 県債	166,165,000
歳 入 合 計		1,239,700,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		1,982,039
	1 議会費	1,982,039
2 経営管理費		32,086,497
	1 経営管理費	17,997,528
	2 徴税費	8,815,530
	3 市町振興費	1,915,529
	4 選挙費	1,003,227
	5 出納費	1,868,450
	6 人事委員会費	223,039
	7 監査委員費	263,194
3 企画広報費		9,549,594
	1 企画広報費	9,549,594
4 くらし・環境費		7,983,713
	1 くらし・環境費	2,505,344
	2 県民生活費	697,832
	3 建築住宅費	2,694,542
	4 環境費	2,085,995
5 文化・観光費		10,891,303
	1 文化・観光費	2,199,066
	2 文化費	4,541,402

	3 観光交流費	1,664,495
	4 空港振興費	2,486,340
6 健康福祉費		229,849,668
	1 健康福祉費	10,062,888
	2 福祉長寿費	55,562,306
	3 こども未来費	34,021,865
	4 障害者支援費	18,533,519
	5 医療健康費	111,262,480
	6 生活衛生費	406,610
7 経済産業費		40,643,202
	1 経済産業費	10,708,908
	2 経済産業振興費	3,050,224
	3 就業支援費	3,597,149
	4 農林業費	5,802,420
	5 水産業費	1,145,982
	6 商工業費	16,231,378
	7 労働委員会費	107,141
8 交通基盤費		145,436,277
	1 交通基盤管理費	11,352,244
	2 建設支援費	96,496
	3 道路費	42,529,533
	4 河川砂防費	41,573,613
	5 港湾費	8,829,967

	6 都市費	17,596,688
	7 農地費	14,983,952
	8 森林費	8,473,784
9 危機管理費	1 危機管理費	5,473,560
10 警察費	1 警察管理費	75,636,737
	2 警察活動費	3,127,926
11 教育費	1 総合教育費	12,000
	2 教育委員会費	9,558,092
	3 小学校費	104,399,885
	4 中学校費	63,117,400
	5 高等学校費	61,824,815
	6 大学費	6,407,713
	7 特別支援学校費	23,848,502
	8 学校教育費	2,155,472
	9 社会教育費	1,212,297
	10 スポーツ振興費	1,356,170
	11 私学振興費	26,989,477
12 災害対策費	1 土木施設災害復旧費	7,241,000
	2 農林水産施設災害復旧費	2,070,000

	3 危機管理施設災害復旧費	38,700
	4 災害対策諸費	124,961
13 公債費		183,806,000
	1 公債費	183,806,000
14 諸支出金		182,577,000
	1 公営企業費	50,000
	2 地方消費税清算金	82,412,000
	3 利子割交付金	1,149,000
	4 配当割交付金	4,675,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,819,000
	6 地方消費税交付金	70,391,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,873,000
	8 自動車取得税交付金	3,106,000
	9 軽油引取税交付金	11,079,000
	10 利子割精算金	23,000
	11 県税還付金	5,000,000
15 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳 出 合 計		1,239,700,000



第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によっ て生ずる連帯債務	平成27年度から 平成37年度まで	元金1,391,000,000千円に利子を加えた額
2 県庁エレベータ改修工事契 約	平成27年度から 平成28年度まで	551,000千円 ( 工事予定額 685,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 134,000千円 )
3 県税外注印刷業務委託契約	平成27年度から 平成32年度まで	175,000千円 ( 委託予定額 185,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 10,000千円 )
4 県税等収納事務委託契約	平成27年度から 平成30年度まで	167,000千円 ( 委託予定額 173,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 6,000千円 )
5 新エネ・省エネ設備等導入 促進資金(新エネ設備特別型) の利子補給	平成27年度から 平成37年度まで	20,000千円
6 静岡県統合宛名システム構 築運用保守業務委託契約	平成27年度から 平成32年度まで	124,000千円 ( 委託予定額 248,100千円 ) ( 平成27年度計上予算額 124,100千円 )
7 防災・減災強化資金(耐震 補強TOUKAI-0型)の 利子補給	平成27年度から 平成37年度まで	2,060千円
8 富士山世界遺産センター (仮称)展示物製作等業務 委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	710,000千円 ( 委託予定額 1,010,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 300,000千円 )

9 富士山世界遺産センター (仮称) 建築工事契約	平成27年度から 平成28年度まで	1,517,000千円 ( 工事予定額 2,787,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 1,270,000千円 )
10 吉原林間学園改築設計委託 契約	平成27年度から 平成28年度まで	80,000千円 ( 委託予定額 110,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 30,000千円 )
11 陽子線治療費に対する利子 補給	平成27年度から 平成32年度まで	1,584千円
12 水産技術研究所伊豆分場建 築設計委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	32,000千円 ( 委託予定額 45,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 13,000千円 )
13 農林技術研究所果樹研究セ ンター解体工事契約	平成27年度から 平成28年度まで	78,000千円 ( 工事予定額 234,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 156,000千円 )
14 離職者等再就職支援事業委 託契約	平成27年度から 平成28年度まで	49,000千円 ( 委託予定額 75,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 26,000千円 )
15 技術専門校障害者再就職支 援事業委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	400千円 ( 委託予定額 1,200千円 ) ( 平成27年度計上予算額 800千円 )
16 地方卸売市場近代化資金の 利子補給	平成27年度から 平成33年度まで	700千円
17 公益社団法人静岡県農業振 興公社が行う農地売買等事業 の資金の損失補償	平成27年度から 平成33年度まで	167,000千円
18 公益社団法人静岡県農業振 興公社が行う農地中間管理事 業の条件整備資金の損失補償	平成27年度から 平成38年度まで	156,000千円

19 農業振興資金の利子補給	平成27年度から 平成53年度まで	157,000千円
20 林業近代化資金の利子補給	平成27年度から 平成32年度まで	23千円
21 水産業振興資金の利子補給	平成27年度から 平成48年度まで	364,000千円
22 静岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から 平成43年度まで	790,000千円
23 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	平成27年度から 平成42年度まで	3,076,000千円
24 産業成長促進資金に係る利子補給	平成27年度から 平成37年度まで	1,140,000千円
25 道路事業橋梁点検業務委託契約	平成27年度から 平成28年度まで	300,000千円 (委託予定額 400,000千円) (平成27年度計上予算額 100,000千円)
26 道路事業工事契約（一般国道135号ほか83件）	平成27年度から 平成29年度まで	21,570,000千円 (工事予定額 29,755,000千円) (平成27年度計上予算額 8,185,000千円)
27 道路事業工事委託契約（一般国道301号）	平成27年度から 平成28年度まで	130,000千円 (委託予定額 150,000千円) (平成27年度計上予算額 20,000千円)
28 県単独道路事業工事契約（主要地方道焼津森線）	平成27年度から 平成28年度まで	50,000千円 (工事予定額 80,000千円) (平成27年度計上予算額 30,000千円)

29 静岡県土地開発公社事業資金による道路事業等県単独事業用地譲受契約	平成27年度から平成31年度まで	静岡県土地開発公社が、平成27年度において借り受ける事業資金707,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、道路事業等県単独事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、平成31年度までに支払う。						
30 静岡県土地開発公社が行う道路事業等県単独事業用地の先買い資金の債務保証	平成27年度から平成31年度まで	静岡県土地開発公社が、平成27年度において金融機関等から、道路事業等県単独事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、707,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。						
31 演習場地区河川事業工事契約（東神田川）	平成27年度から平成28年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">81,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">100,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（平成27年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">19,000千円）</td> </tr> </table>		81,000千円	（工事予定額	100,000千円）	（平成27年度計上予算額	19,000千円）
	81,000千円							
（工事予定額	100,000千円）							
（平成27年度計上予算額	19,000千円）							
32 海岸事業工事契約（清水西海岸）	平成27年度から平成30年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">1,220,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">1,220,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（平成27年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">0千円）</td> </tr> </table>		1,220,000千円	（工事予定額	1,220,000千円）	（平成27年度計上予算額	0千円）
	1,220,000千円							
（工事予定額	1,220,000千円）							
（平成27年度計上予算額	0千円）							
33 津波対策施設等整備事業（海岸）工事契約	平成27年度から平成29年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">7,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">8,000,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（平成27年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円）</td> </tr> </table>		7,000,000千円	（工事予定額	8,000,000千円）	（平成27年度計上予算額	1,000,000千円）
	7,000,000千円							
（工事予定額	8,000,000千円）							
（平成27年度計上予算額	1,000,000千円）							
34 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業用地譲受契約	平成27年度から平成31年度まで	静岡県土地開発公社が、平成27年度において借り受ける事業資金1,786,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、平成31年度までに支払う。						

35 静岡県土地開発公社が行う河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	平成27年度から平成31年度まで	静岡県土地開発公社が、平成27年度において金融機関等から、河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、1,786,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
36 都市公園維持補修工事契約（愛鷹広域公園）	平成27年度から平成28年度まで	200,000千円 （工事予定額 300,000千円） （平成27年度計上予算額 100,000千円）
37 静岡県草薙総合運動場体育館解体工事契約	平成27年度から平成28年度まで	191,000千円 （工事予定額 458,000千円） （平成27年度計上予算額 267,000千円）
38 農業農村整備事業等工事契約（県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業六間川排水機場地区ほか9件）	平成27年度から平成30年度まで	1,173,000千円 （工事予定額 1,744,000千円） （平成27年度計上予算額 571,000千円）
39 特別支援学校校舎建築設計委託契約（東部特別支援学校）	平成27年度から平成28年度まで	142,000千円 （委託予定額 203,000千円） （平成27年度計上予算額 61,000千円）
40 特別支援学校仮設校舎賃貸借契約（袋井特別支援学校）	平成27年度から平成32年度まで	16,000千円 （賃貸借予定額 19,000千円） （平成27年度計上予算額 3,000千円）
41 特別支援学校校舎建築工事契約（西部特別支援学校）	平成27年度から平成28年度まで	2,790,000千円 （工事予定額 2,827,000千円） （平成27年度計上予算額 37,000千円）
42 埋蔵文化財センター整備工事契約	平成27年度から平成28年度まで	313,000千円 （工事予定額 369,000千円） （平成27年度計上予算額 56,000千円）

43 浜松中央警察署空調機改修 工事契約	平成27年度から 平成28年度まで	24,000千円  ( 工事予定額 59,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 35,000千円 )
44 交番・駐在所建築工事契約 (下田警察署柿崎駐在所ほか 3件)	平成27年度から 平成28年度まで	188,000千円  ( 工事予定額 209,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 21,000千円 )
45 農林水産業災害対策資金の 利子補給	平成27年度から 平成33年度まで	1,000千円

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業会計出資金	千円 50,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
地震防災事業費	390,000	又は	以 内	
出先機関庁舎等整備費	345,000	証券発行		
退職手当	4,000,000	(他の地		
大井川広域水道企業団出資金	78,000	方公共団		
アスベスト対策事業費	22,000	体との共		
文化学術施設整備事業費	1,310,000	同発行を		
観光施設整備事業費	130,000	含む)		
空港整備事業費	84,000			
社会福社会館整備事業費	29,000			
老人福祉施設整備事業費	639,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	6,923,000			
障害者施設整備事業費	83,000			
農林技術研究所整備費	524,000			
労政会館施設整備費	2,000			
職業能力開発施設整備事業費	20,000			
茶の都拠点整備事業費	382,000			
沿岸漁場整備費	66,000			
漁業取締船整備費	261,000			
ファルマバレープロジェクト 拠点施設整備費	2,663,000			
道路事業費	1,214,000			
臨時県道整備事業費	10,915,000			
河川事業費	4,769,000			
臨時河川整備事業費	1,000,000			
海岸保全事業費	804,000			
自然災害防止事業費	953,000			
砂防事業費	2,305,000			
港湾事業費	1,393,000			
漁港整備費	601,000			
漁港海岸保全費	66,000			

土地区画整理事業貸付金	20,000			
都市公園整備費	525,000			
土地改良事業費	1,392,000			
耕地災害防止施設費	918,000			
公有林整備費	62,000			
林道事業費	402,000			
臨時林道整備事業費	175,000			
治山事業費	1,432,000			
地震対策事業費	92,000			
警察施設整備費	766,000			
臨時高等学校施設整備費	1,046,000			
高等学校施設整備費	33,000			
特別支援学校施設整備費	77,000			
県有施設改善事業費	439,000			
国直轄道路事業費	5,469,000			
国直轄河川事業費	1,369,000			
国直轄海岸保全事業費	550,000			
国直轄砂防事業費	998,000			
国直轄港湾事業費	1,424,000			
国直轄土地改良事業費	392,000			
国直轄治山事業費	351,000			
過年災害土木復旧費	453,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	235,000			
過年災害農林水産施設復旧費	3,000			
現年災害農林水産施設復旧費	399,000			
過年災害危機管理施設復旧費	33,000			
臨時財政対策	103,000,000			
計	166,165,000			



第 2 号 議 案

## 平成27年度静岡県公債管理特別会計予算

平成27年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,480,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		3,804,000
	1 財産運用収入	3,804,000
2 繰入金		272,376,000
	1 一般会計繰入金	183,090,000
	2 基金繰入金	89,286,000
3 県債		185,300,000
	1 県債	185,300,000
歳入合計		461,480,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		461,480,000
	1 公債費	461,480,000
歲 出 合 計		461,480,000

第 3 号 議 案

## 平成27年度静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

平成27年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,828,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,828,000
歳 入 合 計		3,828,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		3,828,000
	1 一般会計繰出金	3,828,000
歳 出 合 計		3,828,000

第 4 号 議 案

## 平成27年度静岡県市町振興助成事業特別会計予算

平成27年度静岡県の市町振興助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,783,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入	1 貸付金元利収入	1,783,000
歳入合計		1,783,000



歳 出

款	項	金 額
1 市町振興助成事業費		1,783,000
	1 市町振興事業貸付金	500,000
	2 諸費	1,779
	3 一般会計繰出金	1,281,221
歳 出 合 計		1,783,000

## 平成27年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

平成27年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,219,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,392,791
	1 使用料	4,392,791
2 国庫支出金		2,783,077
	1 国庫補助金	2,783,077
3 財産収入		63,275
	1 財産運用収入	63,275
4 繰入金		1,631,762
	1 一般会計繰入金	1,448,000
	2 基金繰入金	183,762
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		100,095
	1 雑入	100,095
7 県債		3,247,000
	1 県債	3,247,000
歳 入 合 計		12,219,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		9,922,868
	1 県営住宅管理費	3,173,238
	2 県営住宅整備費	6,604,000
	3 積立金	145,630
2 公債費		2,226,132
	1 公債費	2,226,132
3 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		12,219,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 県営住宅総合再生整備事業 設計業務委託契約（茶畑団地 ほか 5 件）	平成27年度から 平成28年度まで	（委託予定額 平成27年度計上予算額	108,000千円 156,000千円 48,000千円
2 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（麻機北団地ほか 3 件）	平成27年度から 平成28年度まで	（工事予定額 平成27年度計上予算額	1,684,000千円 2,000,000千円 316,000千円

第 3 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	千円 3,145,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,145,000			

## 平成27年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		73,000
	1 一般会計繰入金	73,000
2 諸収入		391,000
	1 預金利子	18
	2 貸付金元利収入	388,710
	3 雑入	2,272
3 県債		146,000
	1 県債	146,000
歳 入 合 計		610,000



歲 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		610,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	609,665
	2 諸費	335
歲 出 合 計		610,000

第 2 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 146,000	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	146,000			

第 7 号議案

## 平成27年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成27年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		118,591
	1 国庫補助金	118,591
2 繰入金		127,049
	1 一般会計繰入金	127,049
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		414,359
	1 預金利子	1
	2 雑入	414,358
歳入合計		660,000

歳 出

款	項	金 額
1 扶養共済事業費		659,850
	1 扶養年金費	655,640
	2 諸費	4,210
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		660,000

## 平成27年度静岡県就農支援資金特別会計予算

平成27年度静岡県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		106,717
	1 繰越金	106,717
2 諸収入		208,283
	1 預金利子	70
	2 貸付金元金収入	208,013
	3 雑入	200
歳 入 合 計		315,000

歳 出

款	項	金 額
1 就農支援資金費		155,119
	1 就農支援資金貸付金	78,000
	2 諸費	15,304
	3 一般会計繰出金	61,815
2 公債費		109,256
	1 公債費	109,256
3 予備費		50,625
	1 予備費	50,625
歳 出 合 計		315,000



## 平成27年度静岡県林業改善資金特別会計予算

平成27年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ391,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		229,822
	1 繰越金	229,822
2 諸収入		161,178
	1 預金利子	333
	2 貸付金元利収入	110,843
	3 雑入	50,002
歳 入 合 計		391,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		190,993
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	978
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,015
2 予備費		200,007
	1 予備費	200,007
歳 出 合 計		391,000

## 平成27年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成27年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,238
	1 一般会計繰入金	1,238
2 繰越金		75,593
	1 繰越金	75,593
3 諸収入		50,169
	1 預金利子	839
	2 貸付金元金収入	49,329
	3 雑入	1
歳 入 合 計		127,000

歲 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		71,238
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	70,000
	2 諸費	1,238
2 予備費		55,762
	1 予備費	55,762
歲 出 合 計		127,000

第11号議案

## 平成27年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

平成27年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,409,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,204
	1 一般会計繰入金	4,204
2 繰越金		13,745
	1 繰越金	13,745
3 諸収入		2,181,051
	1 預金利子	1,499
	2 貸付金元利収入	2,179,551
	3 雑入	1
4 県債		210,000
	1 県債	210,000
歳入合計		2,409,000



歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		815,415
	1 中小企業高度化資金等貸付金	264,168
	2 諸費	20,312
	3 一般会計繰出金	530,935
2 公債費		1,593,585
	1 公債費	1,593,585
歳 出 合 計		2,409,000

第 2 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 210,000	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	210,000			

## 平成27年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

平成27年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,265,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,758,849
	1 使用料	2,758,849
2 財産収入		320,272
	1 財産運用収入	320,272
3 繰入金		123,360
	1 一般会計繰入金	78,000
	2 基金繰入金	45,360
4 諸収入		108,519
	1 貸付金元利収入	24,816
	2 雑入	83,703
5 県債		2,954,000
	1 県債	2,954,000
歳入合計		6,265,000

歲 出

款	項	金 額
1 港灣事業費		4,047,445
	1 港灣管理費	1,955,885
	2 施設整備費	2,080,000
	3 一般会計繰出金	11,560
2 公債費		2,207,555
	1 公債費	2,207,555
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歲 出 合 計		6,265,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
清水港埠頭用地整備事業工事 契約	平成27年度から 平成28年度まで	( 工事予定額 平成27年度計上予算額	1,207,000千円 2,247,000千円) 1,040,000千円)

第 3 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清水港施設整備費 清水港埠頭整備費 御前崎港施設整備費	千円 835,000 1,800,000 319,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,954,000			

## 平成27年度静岡県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度静岡県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,044,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。



## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4,125,302
	1 負担金	4,125,302
2 使用料及び手数料		180
	1 使用料	180
3 国庫支出金		2,617,580
	1 国庫補助金	2,617,580
4 繰入金		3,270,724
	1 一般会計繰入金	3,270,724
5 諸収入		191,214
	1 雑入	191,214
6 県債		839,000
	1 県債	839,000
歳入合計		11,044,000

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		9,079,907
	1 流域下水道管理費	4,628,047
	2 流域下水道建設費	4,451,860
2 公債費		1,961,093
	1 公債費	1,961,093
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歲 出 合 計		11,044,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 流域下水道事業管理委託契約（狩野川東部流域下水道ほか 1 件）	平成27年度から 平成30年度まで	（委託予定額 平成27年度計上予算額	3,899,000千円 3,899,000千円 0千円）
2 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか 1 件）	平成27年度から 平成28年度まで	（工事予定額 平成27年度計上予算額	1,918,000千円 2,678,000千円 760,000千円）

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道事業費	千円 171,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
西遠流域下水道事業費	343,000	又 は	以 内	
狩野川西部流域下水道事業費	325,000	証券発行		
計	839,000			

## 平成27年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

平成27年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,411,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入	1 諸収入	2,411,000
	2 雑入	2,409,796 1,204
歳 入 合 計		2,411,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,411,000
	1 集中管理費	2,411,000
歲 出 合 計		2,411,000

## 平成27年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	276,455,747 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ア) 柿田川工業用水道	36,610,061 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(イ) 富士川工業用水道	38,031,874 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ウ) 東駿河湾工業用水道	144,221,731 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(エ) 静清工業用水道	19,010,159 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(オ) 中遠工業用水道	16,317,261 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(カ) 西遠工業用水道	16,104,078 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(キ) 湖西工業用水道	6,160,583 <sup>m<sup>3</sup></sup>
2	1日平均配水量	755,342 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ア) 柿田川工業用水道	100,027 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(イ) 富士川工業用水道	103,912 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ウ) 東駿河湾工業用水道	394,048 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(エ) 静清工業用水道	51,940 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(オ) 中遠工業用水道	44,583 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(カ) 西遠工業用水道	44,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(キ) 湖西工業用水道	16,832 <sup>m<sup>3</sup></sup>
3	給水工場数	350か所
	(ア) 柿田川工業用水道	4か所
	(イ) 富士川工業用水道	10か所
	(ウ) 東駿河湾工業用水道	99か所



(エ) 静清工業用水道	71か所
(オ) 中遠工業用水道	57か所
(カ) 西遠工業用水道	86か所
(キ) 湖西工業用水道	23か所
4 建設改良事業	1,344,000千円
(ア) 柿田川工業用水道	2,378千円
(イ) 富士川工業用水道	25,748千円
(ウ) 東駿河湾工業用水道	449,360千円
(エ) 静清工業用水道	398,732千円
(オ) 中遠工業用水道	173,642千円
(カ) 西遠工業用水道	273,540千円
(キ) 湖西工業用水道	20,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	工業用水道事業収益	4,636,000千円
第1項	営業収益	4,418,209千円
第2項	営業外収益	192,870千円
第3項	特別利益	24,921千円
		支 出
第1款	工業用水道事業費用	4,625,234千円
第1項	営業費用	4,252,332千円
第2項	営業外費用	369,902千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,889,915千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,785千円及び

過年度分損益勘定留保資金1,779,130千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	618,851千円
第1項	企 業 債	558,000千円
第2項	国 庫 補 助 金	58,200千円
第3項	負 担 金	1,251千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1,400千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,508,766千円
第1項	建 設 改 良 費	1,344,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	14,763千円
第3項	企 業 債 償 還 金	1,010,333千円
第4項	負 担 金 償 還 金	138,095千円
第5項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,575千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 静清工業用水道事業工事契約（第2水源導水管布設替工事）	平成27年度から 平成28年度まで	33,000千円 （工事予定額 33,000千円） （平成27年度計上予算額 0千円）
2 湖西工業用水道事業工事契約（梅田浄水場中央監視設備改築工事）	平成27年度から 平成29年度まで	99,000千円 （工事予定額 99,000千円） （平成27年度計上予算額 0千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静清工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費	千円 247,000 124,000 187,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	558,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 635,718千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、25,105千円と定める。

## 平成27年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	80,410,200 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ア) 駿豆水道	13,834,800 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(イ) 榛南水道	5,453,400 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ウ) 遠州水道	61,122,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>
2	1日平均配水量	219,700 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ア) 駿豆水道	37,800 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(イ) 榛南水道	14,900 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	(ウ) 遠州水道	167,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	1,599,000千円
	(ア) 駿豆水道	356,384千円
	(イ) 榛南水道	467,058千円
	(ウ) 遠州水道	775,558千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	7,056,000千円
-----	--------	-------------

第1項	営業収益	6,539,610千円
第2項	営業外収益	516,390千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,405,143千円
第1項	営業費用	5,725,902千円
第2項	営業外費用	676,241千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,055,857千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額120,558千円及び過年度分損益勘定留保資金2,935,299千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	522,000千円
第1項	企業債	422,000千円
第2項	出資金	50,000千円
第3項	国庫補助金	50,000千円
	支出	
第1款	資本的支出	3,577,857千円
第1項	建設改良費	1,599,000千円
第2項	固定資産取得費	78,534千円
第3項	投資	500,000千円
第4項	企業債償還金	1,400,323千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 駿豆水道用水供給事業工事 契約（八幡取水場自家発電設 備改築工事）	平成27年度から 平成29年度まで	375,000千円  （ 工事予定額 375,000千円 ） （ 平成27年度計上予算額 0千円 ）
2 榛南水道用水供給事業工事 契約（送水管布設替工事（大 江））	平成27年度から 平成28年度まで	125,000千円  （ 工事予定額 208,000千円 ） （ 平成27年度計上予算額 83,000千円 ）
3 遠州広域水道用水供給事業 工事契約（都田浄水場ろ過池 耐震補強工事）	平成27年度から 平成28年度まで	40,000千円  （ 工事予定額 40,000千円 ） （ 平成27年度計上予算額 0千円 ）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛 南 水 道 建 設 費 遠 州 水 道 建 設 費	千円 292,000 130,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。
計	422,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 641,480千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、17,668千円と定める。

## 平成27年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開 発 整 備	開 発 面 積	490,310㎡
2	開 発 土 地 供 給	供 給 面 積	17,810㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	開 発 整 備 事 業 収 益	215,000千円
第1項	営 業 収 益	177,682千円
第2項	営 業 外 収 益	5,318千円
第3項	特 別 利 益	32,000千円
支 出		
第1款	開 発 整 備 事 業 費 用	308,000千円
第1項	営 業 費 用	261,813千円
第2項	営 業 外 費 用	43,187千円
第3項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額769,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,026千円及び過年度分損益勘定留保資金738,974千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	108,000千円



第1項	浜松坪井地区事業収入	8,000千円
第2項	新規用地事業収入	100,000千円
	支 出	
第1款	資本的支出	877,000千円
第1項	建設改良費	873,232千円
第2項	固定資産取得費	3,768千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小山湯船原工業団地工事契約 (基盤造成工事)	平成27年度から 平成29年度まで	2,000,000千円 ( 工事予定額 2,590,000千円 ) ( 平成27年度計上予算額 590,000千円 )

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費            94,158千円
- (2) 交 際 費                100千円

## 平成27年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	602床
	一般病床	602床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	459,073人
	外来患者	271,674人
	入院患者	187,399人
	1日平均患者数	1,630人
	外来患者	1,118人
	入院患者	512人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	1,403,018千円
	(2) 器械器具及び備品購入	3,347,343千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	29,413,945千円
第1項	医業収益	22,097,316千円
第2項	医業外収益	7,315,629千円
第3項	特別利益	1,000千円
第2款	研究所事業収益	848,415千円
第1項	研究所収益	848,415千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	29,033,526千円
第1項	医 業 費 用	27,635,134千円
第2項	医 業 外 費 用	1,397,392千円
第3項	特 別 損 失	1,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	1,042,383千円
第1項	研 究 所 費 用	1,042,383千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,083,048千円は、過年度分損益勘定留保資金3,083,048千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	4,663,080千円
第1項	企 業 債	4,555,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	7,080千円
第4項	補 助 金	100,000千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	227,963千円
第1項	企 業 債	45,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	667千円
第3項	受 託 金	32,400千円
第4項	出 資 金	149,896千円

支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	7,746,128千円
第1項	建 設 改 良 費	4,672,294千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,009,034千円
第3項	長 期 貸 付 金	64,800千円
第2款	研 究 所 資 本 的 支 出	227,963千円
第1項	建 設 改 良 費	78,067千円

第2項 企業債償還金 149,896千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡がんセンター医療機器整備費	4,098,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	457,000	又は	以内	
静岡がんセンター研究所整備費	45,000	証券発行		
計	4,600,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,843,740千円

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、509,101千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、9,883,477千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器械備品	高エネルギー放射線治療装置	1
	器械備品	血管撮影装置	1
	器械備品	全遺伝子解析装置	1